



藤枝市の放棄竹林対策



藤枝市の放置竹林対策



～「放置竹林」を解消して豊かな森林を作ろう～

竹林整備を支援します

■竹林の現状と整備の必要性

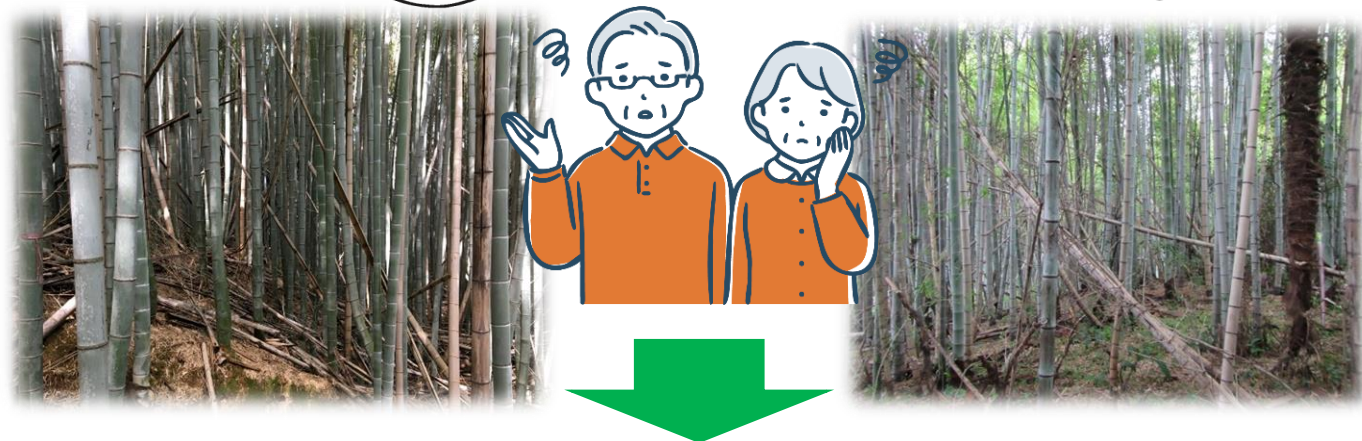
竹はこれまで、食用の竹の子や日用品の素材として非常に重宝されてきたことから、日本各地で多くの竹林が耕作されてきました。しかし、輸入竹の子やプラスチックの使用が増え、竹の需要が一気に少なくなりました。そして、少子高齢化による後継者不足も相まって、管理されない竹林が拡大しており、藤枝市も同様に市内各地で竹林が拡大傾向となっております。

竹は通常の樹木とは異なり、繁殖力が非常に高く成長スピードも速い上に地下茎により範囲を拡大する特性から、健全な森林や農地を浸食していきます。やがて浸食された箇所は、竹の密集により太陽光を遮ってしまうことから、背の低い樹木や草等が駆逐されてしまい、山の地肌がむき出しになることや、通常の樹木と異なり根が浅い特性から、土砂災害の危険性が高くなると言われています。また、密集した竹林はイノシシなどの有害鳥獣の棲家ともなりうることから、農作物被害が増大する要因ともなります。

こうした放置竹林を対策するため、藤枝市では以下のとおり、竹林所有者への支援や取組みを行っております。

高齢でもう手入れができない…
自分の山がどこにあるかわからない

竹が荒れていて怖くて中に入れない



そんな時は**藤枝市の補助事業**を活用してみませんか？

藤枝市竹林対策事業費補助金についてご紹介します！



- 目的…放置竹林を皆伐し、植栽により林種転換を図るとともに、その後の保育を実施することにより森林の公益的機能の再生を推進すること。
- 事業内容…10a(10m×100m)以上の面積を有する放置竹林を林種転換するための伐採経費及び苗木代に対して支援。
- 採択基準…10a当たり800本以上の放置竹林で、皆伐後は植林及び保育を実施し、森林として管理していくことを市と協定締結していること。(※協定期間は、事業実施後5年間。)

- 事業主体・・・森林組合おおいがわ・NPO法人・ボランティア団体・竹林所有者
- 補助率・・・令和6年度より伐採経費(市算出査定経費)の60%
 ※土砂災害警戒区域については80%
 林種転換用の苗木代として10a(10m×100m)当たり上限40,000円を追加

補助金算出例

※交付要綱別表 藤枝市竹林対策事業費補助金算出基準参照

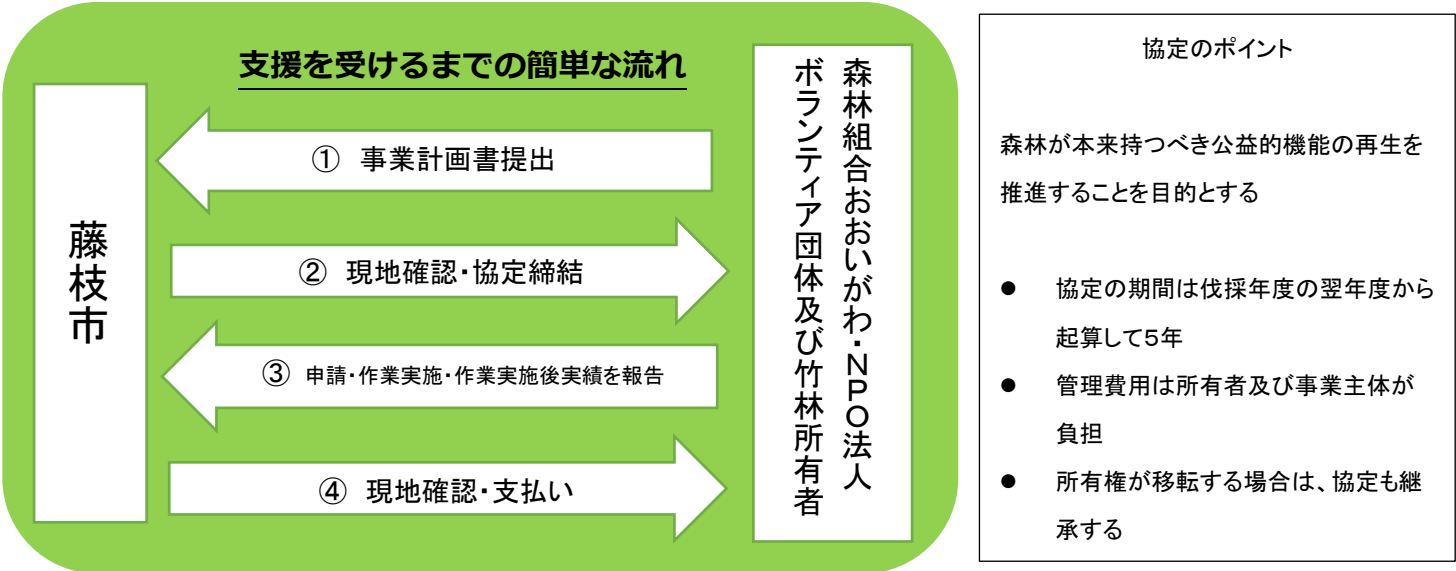
本数、地形、植林樹種について、下記の表のとおり査定係数を定める。

区 分		査定係数
10a 当たりの本数	800 本以上 1000 本未満	0.9
	1000 本以上 1200 本未満	1.0
	1200 本以上	1.1
地 形	易しい	0.9
	ふつう	1.0
	難しい	1.1
植林樹種	広葉樹、果樹等	1.0
	スギ・ヒノキ	0.9

※標準単価については、「森の力再生事業費補助金標準単価」を準用する。
 令和5年度標準単価 329,200 円/10a

○査定本数 1800 本
 ○地形「ふつう」
 ○植栽樹種「広葉樹」
 ○実施予定面積11a
 の場合

事業単価 329,000 円 × 1.1 × 1.0 × 1.0 × 1.1 = 398,090 円
 【事業費】 事業単価(千円未満切り捨て) = 398,000 円
 【補助額】 398,000 × 60%(土砂災害警戒区域の場合は 80%) = 238,800 円



●森林環境譲与税を活用した取組み

令和6年度からは、山地災害防止の観点から「森林環境譲与税」を活用し、道路沿いや学校など多くの人が利用する公共施設等の重要インフラ周辺、土砂災害警戒区域等の竹林を優先して整備し、森林環境を向上させて自然災害による倒木や土砂崩れ等の被害防止を図る取組みを開始します。竹林所有者の同意をいただき、市と協定を締結したうえで、初期の伐採費用を市が負担して整備します。

(実施箇所の地目が山林であり、上記「竹林対策事業費補助金」と同様に、整備後5年間の維持管理協定を締結する必要があります。)



・施工後(藤枝市谷稲葉)



・苗木



HP もご覧ください！



◎竹林整備についてのお問い合わせ

藤枝市 産業振興部 農林基盤整備課 森林整備係 電話：054-643-3350

その他の藤枝市の放置竹林対策への取り組み

【若竹刈り大作戦】～メンマ作りワークショップ～



・若竹刈り大作戦

●若竹刈り大作戦

藤枝市では毎年4月下旬から5月上旬に、市内瀬戸谷地区にある「市民の森」をフィールドに竹林の適正な管理や環境整備を目的とした「若竹刈り大作戦」を実施しております。

市内の関係団体と連携して、藤枝市主催以外にも複数の団体が若竹刈りを実施しております。

そして、当日刈った若竹は業者に依頼をし、メンマ加工をしてもらいます。実際にスーパー等で販売を行っています。

【若竹刈りとは・・・】



竹（孟宗竹）は1年のなかで4～5月に一斉にタケノコを出し勢力を拡大します。この時期のものは繊維が固まっていない為やわらかく簡単に切り落とせます。このような作業の簡単さをねらって若竹（写真：黒っぽい竹）だけを伐採します。

伐採はナタ、ノコギリあるいは手や足を使っても簡単に伐採できます。竹林において最もタケノコを出すのは2～5年目の竹につながる地下茎で、6年以上経つとだんだんタケノコを出す力が衰えます。若竹を伐採し続けることで、竹林に若い竹を作らず、竹林全体の活力を弱める目的があるのです。

●メンマ作りワークショップ

令和5年度より、放置竹林の現状を知ってもらいながら、楽しく貢献していただこうと若竹を活用した「メンマ作りワークショップ」も開催しています。



・メンマ作りワークショップ

◎引き続き広報やSNS等で募集を行っていきますので、たくさんのご応募お待ちしております。

◎若竹刈りについてのお問い合わせ

藤枝市 産業振興部 農林基盤整備課 森林整備係 電話：054-643-3350

竹粉碎機のご利用も行っています！

市内の放置竹林対策として竹林の整備を行う団体に対して、伐採整備作業の効率化を図るため、竹破碎機の貸し出しを行っています。

Point1 竹林伐採後に破碎することで、少ないスペースでも効率的に処理ができます。

Point2 藤枝市が所有している竹破碎機は、JA大井川へ維持・管理をお願いしています。

Point3 貸し出しについては、JAおおいがわ藤枝営農経済センターへお願いいたします。

● 貸し出し条件 ※窓口はJA大井川藤枝営農経済センター、機械はJA大井川稲葉支店に完備

貸し出しができるのは、藤枝市内において竹林整備を行い、発生する伐採竹を処理しようとする森林組合おおいがわやNPO団体、竹林所有者等です。

貸出期間は原則として10日間以内です。



小型機 大橋 GS121G



大型機 ハクスバーナ・ゼノア SR3000-2

● 貸し出し機械及び機械メンテナンス料金(燃料代は別)

大型 ハクスバーナ・ゼノア SR3000-2 1,500円/1時間

小型 大橋 GS121G 1,000円/1時間

※いずれも自走型で、アルミ製の橋でトラックの荷台へ載せます。

※小型は軽トラックでの搬送可能です。

※運搬に関する費用は、使用者負担です。

● 貸し出し方法

- ① 電話で空き状況を確認
- ② 空いているようであれば、申請書・誓約書へ必要事項を記入して提出
- ③ 運搬・使用
- ④ 実績報告書へ必要事項を記入して返却(燃料を満タンで返却)
- ⑤ 使用時間に応じたメンテナンス料金の請求書をJAから使用者へ発行
- ⑥ 使用者によるメンテナンス料金の支払い

◎竹破碎機についてのお問い合わせ

J A大井川 藤枝営農経済センター

電話：054-643-3350



その他県内の取り組み

～森の力再生事業～ ～森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業～

● 森の力再生事業

管理にお困りの森林「森の力再生事業」で整備しませんか？

静岡県は県土の3分の2を森林が占めています。森林には、「山崩れを防ぐ」や「水を貯える」といった様々な働き(森の力)があり、その恩恵は県民に広く及ぶ共有財産です。

県は、公益性が高いものの、所有者自らの整備が困難であり整備の緊急度が高い荒廃森林を「森の力再生事業」により整備しています。

この事業は、県民の皆様にご負担いただいている「森林づくり県民税」(1人当たり年間400円)により実施しており、平成18年度から令和4年度までに約2万ヘクタールの荒廃森林を整備しました。

管理にお困りの森林をお持ちの方は、ぜひ本事業の活用を御検討下さい。



↑詳しくはこちら

人工林再生整備(一般型)

間伐が遅れた人工林では、日光が当たらず、下草が衰退し荒廃が進みます。

こうした人工林の間伐を実施すると、林内に日光が差し込み下層の植生が復元し、森の力が回復します。

竹林・広葉樹林等再生整備

放置された竹林が拡大して、周囲の森林や畑などに侵入し被害を与えます。

こうした竹林を皆伐して健全な森林の育成を促します。



施工前

施工後



施工前

施工後

● 事業の流れ

- ① 権利者と整備者が森林整備に関する委託契約を締結
- ② 整備者が整備計画を策定
- ③ 権利者と整備者は整備計画について合意
- ④ 権利者と整備者が連名で県に補助金の交付を申請
- ⑤ 県が申請内容を審査し、補助金の交付を決定
- ⑥ 権利者・整備者・県の3者で10年間の協定を締結
- ⑦ 整備の実施
- ⑧ 整備完了後、県に実績を報告
- ⑨ 県が調査し、適正であれば整備者へ補助金を支払う

整備費用の負担はあるのかな？

整備者が行った調査や伐採に要した費用は県が支援します。権利者(森林所有者)の負担はありません！



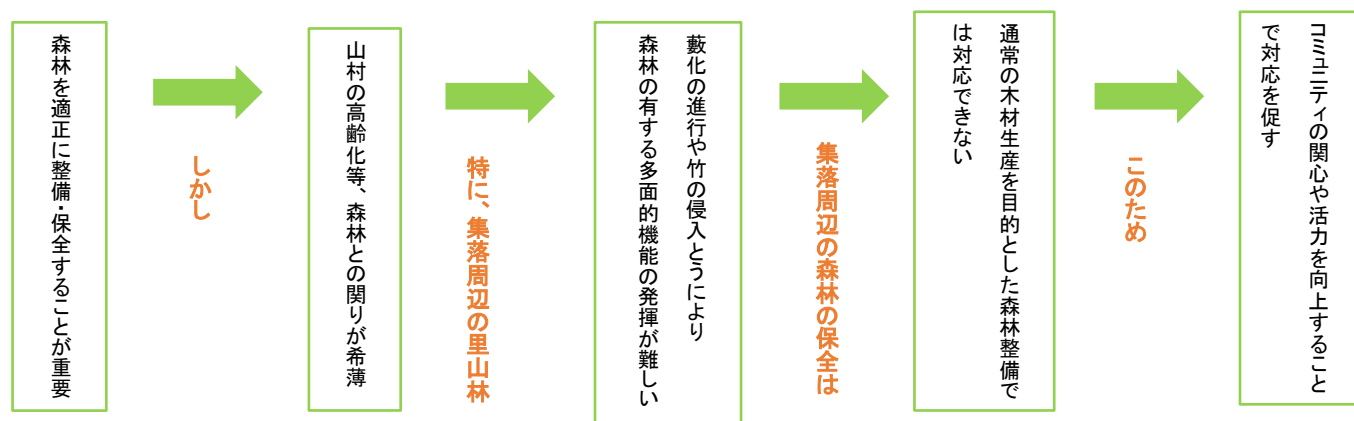
◎森の力再生事業についてのお問い合わせ

志太榛原農林事務所 森林整備課 電話：054-644-9243

● 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業

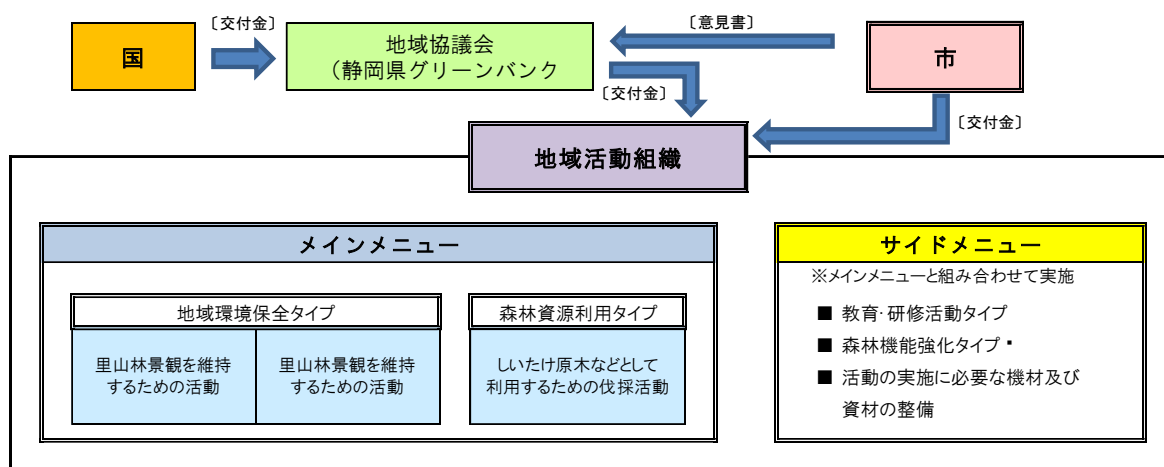
<目的>

森林の多面的機能の発揮とともに、関係人口の創出を通じた山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等から構成される活動組織が実施する森林の保安全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援します。



<事業内容>

- ① 活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。
- ② 里山林の保全等(メインメニュー)の活動に合わせて実施する、路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動(サイドメニュー)を支援します。



○支援を受けるには？

- ① **活動組織**: 地域住民や森林所有者等地域の実情に応じた方による**3名以上**で構成する活動組織を構成します。地域の自治会、NPO 法人等が単独で実施、又は1構成員となることも可能です。
なお、活動組織としての規約の作成や区分経理が必要となります。
- ② **対象森林**: 森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林。
- ③ **活動区域**: 地域住民、森林所有者等による里山林の保全、利用を支援することが目的であり、原則として活動組織の事務所は、対象森林と同一都道府県内にあることが必要です。
- ④ **活動計画書**: 活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、**3年間の活動計画**、年度別の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成する必要があります。

◎森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業についてのお問い合わせ
静岡県グリーンバンク 電話：054-273-6987